

福島県双葉地域における中核的病院看護師移住支援金交付要綱

令和8年5月25日 8病第140号

(趣旨)

第1条 県は、将来、双葉地域における中核的病院（以下「中核的病院」という。）において、双葉地域の医療提供体制の中核を担い、もって同地域の復興に寄与することを目的として看護師の業務に従事しようとするものに対し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で移住支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住

福島県以外の地域から住民票の異動を伴い福島県内に転入し、5年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を当該地域に構えることをいう。

(2) 中核的病院

県立大野病院の後継病院として、県病院局が整備を進めている双葉地域における中核的病院をいう。

(3) 移住支援金

第4条で規定する交付対象者に対し交付する交付金をいう。

(4) 医療機関

医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第1条の2第2項で規定される医療提供施設をいう。

(交付金額)

第3条 第4条で示す要件を満たす者に対し、移住に要する経費として、以下の金額を移住支援金として交付する。

(1) 基本支給

1世帯当たり100万円

(2) 子育て加算

令和8年4月1日時点で18歳未満の養育する世帯員1人につき100万円（1世帯あたり上限2人まで）

(3) ひとり親世帯加算

1世帯当たり100万円

(対象者の要件)

第4条 移住支援金の交付対象者要件については、別に定める。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を希望するものは、別に県が定める日までに、別に県が定める申請書等を県に提出することができる。

(交付決定の通知)

第6条 県は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに当該申請者に交付の決定を通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合は、その理由を付して当該申請者に不交付の決定を通知する。

(支援金の交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、速やかに別に県が定める請求書等を県に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第8条 県は、前条の規定による請求書等を受理したときは、速やかに移住支援金を申請者に交付するものとする。

(交付申請及び交付請求の取り下げ)

第9条 第5条に規定する移住支援金の交付申請及び第7条に規定する移住支援金の交付請求の取下げを行う場合は、その旨を県に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 県は、交付の決定を受けた後に交付対象の要件に該当しないことが明らかとなった者、又は虚偽その他不正の手段により交付の決定を受けた者に対して、交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した移住支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(返還制度)

第11条 県は、前条に定める場合のほか、次の各号のいずれかの要件に該当する者に対し、交付した移住支援金を返還させることができる。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に福島県外に転出した場合。

- (2) 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、職を辞した後半年以内に双葉郡6町2村（広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）内の医療機関において、看護師として期間の定めのない雇用となり、第13条で定める現況の報告の時点において雇用が継続している場合はこの限りではない。
 - (3) 移住支援金に係る交付決定を取り消された場合。
 - (4) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- 2 返還の対象となる金額は別表1に定める金額とする。
 - 3 県は、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めた場合は返還額の全部又は一部を免除することができる。

(報告及び立入調査)

第12条 県は、必要があると認める場合、交付決定者に対して居住実態や就業状況等に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(現況の報告)

第13条 移住支援金の交付を受けた者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、継続居住及び就業の事実を記載した別に県が定める現況届を県に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

別表1（第11条関係）

返還発生の要因	返還を命ずる額
移住支援金の申請日から3年未満で県外へ転出した場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から3年以上5年以内で県外へ転出した場合	交付額の半額
移住支援金の申請日から3年未満で要件を満たす職を辞した場合	交付額の全額
移住支援金の申請日から3年以上5年以内で要件を満たす職を辞した場合	交付額の半額
移住支援金に係る交付決定を取り消された場合	交付額の全額
虚偽の申請等が明らかになった場合	交付額の全額